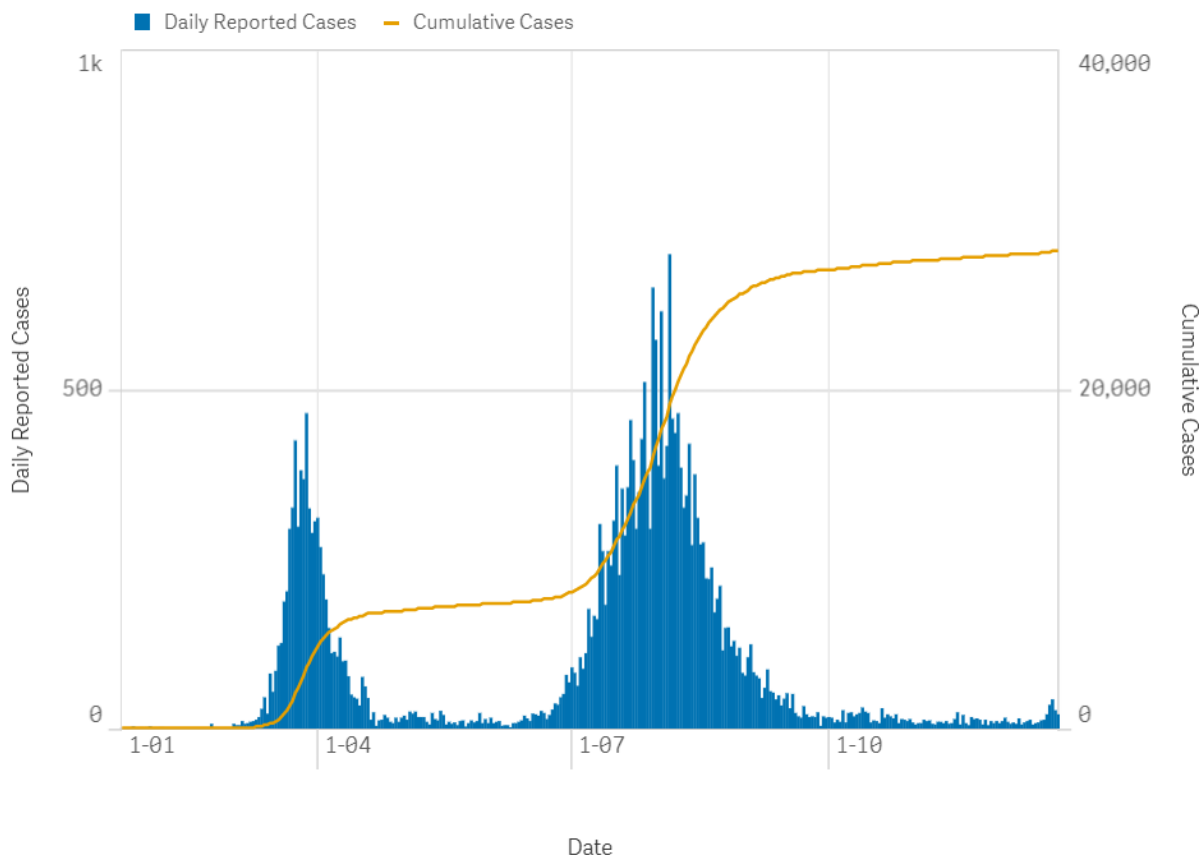


1. 新型コロナウイルス最新情報

ニューサウスウェールズ州シドニーの北部海岸地域において 12 月 16 日以降発生した**クラスター（集団感染）**による感染者がこれまでに**97 人**となっています（12 月 22 日現在）。同地域は 19 日から 5 日間のロックダウンとなっており、他州においても同地域からの入州の禁止や 14 日間の自己隔離など制限が強化されています。ただし、同日現在の当クラスターによる 1 日当たり感染者は**7 人**と減少傾向が見られています。

オーストラリアでの日々の感染者数は直近（12 月 22 日現在）で**21 人**となっています。内訳は、ニューサウスウェールズ州 18 人、ビクトリア州 3 人となっています。

Source: Department of Health, States & Territories Report 22/12/2020



2. ビクトリア州政府 2020-21 年度予算案

ビクトリア州政府は 11 月 24 日、新型コロナウイルスの影響で延期されていた 2020-21 年度予算案を発表しました。以下では、税制に関する主な内容についてまとめております。

① 給与税 (Payroll tax)

- ・ 中小企業において再雇用や新規雇用を増やすほど、給与税の支払が減少
 - 条件：給与額が 10 百万豪ドル未満の企業
 - 適用年度：2020-21 年度及び 2021-22 年度
 - 内容：前年度比で**増加した賃金の 10%**について税額控除
- ・ 給与税の年払いが認められる閾値を 4 万豪ドルから **10 万豪ドルに拡大**（年払いが認められない場合は月払いが必要）

② 土地税 (Land tax)

- ・ 適用年度：2022 年度から 2040 年度まで
- ・ 内容：賃貸用物件の開発 (Build-to-rent developments) に伴う土地税を **50%免除**

③ 印紙税 (Stamp duty)

- ・ 商業用・工業用不動産の購入に係る印紙税の免除
 - 適用年度：2021 年 1 月 1 日以降の契約
 - 内容：ビクトリア州における商業用・工業用不動産の購入に係る印紙税を **50%免除**
- ・ 住宅用不動産の購入に係る印紙税の免除
 - 適用年度：2020 年 11 月 25 日から 2021 年 7 月 1 日の契約
 - 内容：ビクトリア州における住宅用不動産（最大 1 百万豪ドル）の購入に係る印紙税を **最大 50%免除**

お問い合わせ先

Fair Consulting Australia Pty Ltd.

Level 31, 120 Collins Street, Melbourne VIC 3000 Australia

Tel : +61 3 9225 5013

Web : <https://www.faircongrp.com/>



讃岐 修治

オーストラリア国公認会計士

E-Mail : sh.sanuki@faircongrp.com



鳥居 裕司

日本国公認会計士/米国公認会計士

オーストラリア国・ニュージーランド国勅許会計士

E-Mail : hi.torii@faircongrp.com

「FCG オーストラリア ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG オーストラリア ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。